

相模原市長 加山俊夫 殿

2007(平成19)年10月15日

さがみはら市民オンブズマン  
代表幹事 中野直樹

### 監査結果に関する申入書

- 1 平成19年10月3日、相模原市監査委員は、貴職に対し、本年12月25日までに、相模原市議会「市政クラブの平成18年度分の事務所費について、使途基準に照らし実際の使用状況を十分に精査の上、執行額を確定し、結果として返還すべき事務所費がある場合には、不当利得返還請求等の必要な措置を講じること」との勧告を出しました。

この「監査の結果」に対する当会の声明書を提出します。

- 2 貴職が、この勧告にしたがって、精査をする場合には、政務調査費が組織体としての会派に支給されている事実、政務調査費に関する条例等の規定は「透明性を確保する趣旨目的」に基づくものであることからすれば、説明・立証責任が市政クラブにあることを十分に自覚されて、市政クラブとしての政務調査として具体的に行ったこととの関連性を吟味していただきたい。

また条例施行規程は「事務所費」の使途基準として「調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に関する経費」を内容とし、「主な支出項目」として「事務所の賃借料・維持管理費・備品購入・リース代等」を挙げています。「等」の内容を考察する上では、当然「事務所の賃借料、維持管理費、備品購入・リース代」と同等程度の「事務所の設置、管理に関する経費」の実体を備えたものでなければなりません。

実際の支出内容とこの会派の政務調査のための「事務所費」とが相違していたり、その支出内容が「事務所費」の使途基準に適合しているかどうかを確認できない場合には、適法な支出でないと推認するという判断方法をとるべきであることを申し入れます。